

令和4年度注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時下のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形及び無形固定資産一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金

独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度及び特定退職金共済団体 一般社団法人全国社会事業振興センターの特定退職金共済制度に加入しているため、計上していない。

- ・賞与引当金

職員の賞与支給に備える為賞与支給見込み額のうち当期負担額を計上している。夏季賞与の対象月が12月から5月までであるため12月から3月までの4月分を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・平成28年3月31日以前に入職した職員は、独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度に加入している。
- ・平成28年4月1日より入職した職員は特定退職金共済団体 一般社団法人 全国社会事業振興センターの特定退職金共済制度に加入している。

4. 公益事業拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 公益事業拠点の財務諸表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）



10. 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし